

# ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金

松戸市では、ひとり親家庭の父母が就労する為に必要な資格取得のための就学をする場合、生活の負担を軽減できるように「高等職業訓練促進給付金」を支給します。

## ○対象者

松戸市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を満たす方

- ・児童扶養手当を受給しているか、又は同等の所得水準である
- ・養成機関において、修学年限 6 か月以上の課程を修学し、対象資格の取得が見込まれる  
(令和3年4月1日から令和5年3月31日開始する場合)
- ・過去にひとり親家庭高等職業訓練促進費を受給していない

## ○対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、シスコシステムズ認定資格 他

## ○支給額

- ・対象者と同居親族の方が市民税非課税世帯の場合 月額 100,000円  
※養成機関の修学課程の最終1年間(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに養成機関において修業を開始し、修了までの期間が6か月以上12か月未満である場合を含む)は140,000円。
- ・対象者又は同居親族の方が市民税課税世帯の場合 月額 70,500円  
※養成機関の修学課程の最終1年間(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに養成機関において修業を開始し、修了までの期間が6か月以上12か月未満である場合を含む)は110,500円。

## ○支給期間

就学する期間の内上限4年に給付金を支給します。

## ○決定までの流れ

- ①事前相談 資格を取得したいと考えた時からご相談ください。複数回の面談が必要です。
- ②支給申請 申請書提出 ※添付書類(児童扶養手当証書、納税証明書、在籍証明書等)
- ③審査
- ④支給決定 ※審査により支給できない場合もございます。

※相談から支給決定までに数回の面談を要しますので、お早めに下記までお問合せください。

お問い合わせ・相談の予約

松戸市役所 子育て支援課 TEL 047-366-7347